

弁護士Q&A

Q 〈相談者〉 私と妻は共働きのため、比較的余裕のある生活を送っていました。長男が生まれた後、自宅を購入したのですが、二男が生まれると、妻は二人の子どもたちを育てながら正社員で働くことが難しくなり退職しました。妻の退職で収入が減り、気が付くと預貯金は無くなり、生活費

を補うために借りた300万円程の借金がありました。今後、妻はパートタイムで働くことも考えているのですが、借金を整理しても子どもたちのために自宅を残す方法はありますか。

子どもたちのために自宅を残したい

リブラ共同法律事務所 弁護士菅原仁人

て、任意整理、個人再生、自己破産の3つの方法を挙げる事ができます。このうち、自己破産では自宅を残せないの、相談者の希望を叶えることができません。

任意整理、個人再生、自己破産の3つの方法を挙げる事ができます。このうち、自己破産では自宅を残せないの、相談者の希望を叶えることができません。借金の整理については個別の事情や希望も伺いますので、借金でお悩みの方はご相談ください。

PR



弁護士 菅原仁人



弁護士法人

リブラ共同法律事務所

札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番15号
新札幌センタービル5階

☎011-802-4545 [受付]9時~18時

ご相談の際には、お電話にてご予約下さい

<http://hokkaido-libra.com/>

